

# 入 札 公 告

国立大学法人佐賀大学において、下記のとおり請負について一般競争入札に付します。

平成29年10月31日

国立大学法人佐賀大学  
学 長 宮 崎 耕 治

## 1. 競争入札に付する事項

佐賀大学（本庄町1）特別高圧受変電設備保全業務 1式 （詳細は入札説明書のとおり）

## 2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成29年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 過去5年間に高圧受変電設備に係わる保全業務を行った実績を有している者であること。
- (4) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

入札説明書等の交付に当たっては、下記電子メールアドレス先に 会社名及び連絡先等を明記した電子メールにより申し込むものとし、電子メールの件名は、【入札説明書等申込】「佐賀大学（本庄町1）特別高圧受変電設備保全業務」と標記すること。

なお、入札説明書等は、電子メールによる申込み受信確認後、申込先にパスワードを送付し、本学ホームページより取得するものとする。

請求先：（[kikaksom@mail.admin.saga-u.ac.jp](mailto:kikaksom@mail.admin.saga-u.ac.jp)）

## 4. 履行できることを証明する書類等の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年11月10日（金） 15時00分厳守

所在地：佐賀市本庄町1番地

場 所：佐賀大学環境施設部企画管理課総務主担当

電 話：0952-28-8968

**※上記場所に持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。**

## 5. 入札及び開札予定の日時及び場所

入札及び開札は、平成29年11月22日（水） 10時00分

国立大学法人佐賀大学本部棟2階小会議室において行う予定である。

## 6. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7. 入札保証金

入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として、落札金額の100分の5に相当する金額を佐賀大学に支払わなければならない。

#### 8. 契約保証金

契約保証金は、免除する。

ただし、落札者が契約上の義務を履行しないときは、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を佐賀大学に支払わなければならない。

#### 9. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人佐賀大学契約事務取扱細則第10条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

#### 10. 落札者の決定方法

国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

##### 11. 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されない恐れがあると認められるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

##### 12. 契約書の作成の要否

競争入札の結果、落札者が決定したときは、契約書を作成するものとする。

##### 13. 代理人の入札

代理人が入札に参加する場合は、委任状を持参するものとする。その場合、代理人名をもって入札すること。

##### 14. 郵便・電信による入札は認めない。

##### 15. その他

その他競争加入者心得等詳細については、佐賀大学環境施設部企画管理課総務主担当に問い合わせること。